

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を達成するためには、すべての法令を誠実に遵守し、経営の効率性と適法性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制を充実させることが、企業経営上極めて重要であると考えております。

当社は、適時かつ適切な情報の開示に努めており、経営活動に対する透明性の向上と、コンプライアンスおよび監視機能の強化を図るとともに、内部統制やリスク管理を徹底して、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。そして変化の激しい経営環境に対処するため、取締役会および経営会議(原則毎週開催)においてグループ経営全般の重要事項を迅速に決定し、効率的かつ透明性の高い経営に努めております。

当社は、法令遵守を徹底し、地域社会への貢献や環境問題への対応など、企業の社会的責任(CSR)の推進を企業経営の最優先課題として取り組んでおり、このためCSR委員会を設置し、全社的なCSR推進活動を行っております。

当社はコンプライアンス経営を強化するため、倫理委員会を設置しており、企業に課せられた社会的責任(CSR)の重要項目である企業倫理や法令遵守の徹底を図っております。

当社は、製品・商品の安全面への対処を徹底し、リスクの顕在化を未然に防止するため、製品等の安全性に関する重要事項を審議する製品・商品安全委員会を設置し、製品等に関わるリスク情報の収集と危機発生の予防・抑制に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東レ株式会社	5,001,250	50.01
三井物産株式会社	1,500,000	15.00
ノムラピービーノミニーズティーケーワンリミテッド	397,000	3.97
曾田義信	365,840	3.65
曾田香料従業員持株会	288,580	2.88
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズストックファンド(プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ)	271,200	2.71
谷本正敏	210,900	2.10
ドイチェバンクアーゲーロンドンピービーノトリティークライアランス613	104,100	1.04
東京海上日動火災保険株式会社	100,000	1.00
ビービーエイチフィデリティビューリタンフィデリティシリーズイントリシクオポチュニティズファンド	100,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無 更新

東レ株式会社 (上場:東京) (コード) 3402

補足説明 更新

当社の親会社は東レ株式会社であり、当社は同社の連結対象子会社であります。2016年3月31日現在、同社は当社の株式を5,001千株保有する筆頭株主であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、当社より提供する、あるいは当社に提供される財・サービスが主に取引されている市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様に合理的な決定がなされており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社は東レ株式会社であり、当社は同社の連結対象子会社であります。2016年3月31日現在、同社は当社の株式を5,001千株保有する筆頭株主であります。

当社は経営体制を強化し、親会社との間で経営情報を共有化するため、親会社から非常勤(非業務執行)取締役1名が就任しております。

三井物産株式会社は、当社の株式を1,500千株保有している当社の「その他の関係会社」であります。事業取引での関係は、合成香料の販売等で協力関係を築いております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <b>更新</b>	19名
定款上の取締役の任期 <b>更新</b>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <b>更新</b>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <b>更新</b>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <b>更新</b>	1名

#### 会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小林龍夫	他の会社の出身者													
松崎昇	弁護士		△					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) **更新**

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林龍夫	○	○	—	銀行業務等の金融業務を歴任された経験から、財務および会計における幅広い専門的知見を有しており、当社の監査等委員である社外取締役および独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。
松崎昇	○		当社の親会社である東レ株式会社の出身であり、2000年6月まで、同社で勤務していました。	弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等委員である社外取締役として、当社の監査等に反映していただくため選任しております。

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#) あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

当社監査等委員会が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力するものとし、その他必要に応じ、職務の執行に必要な支援を得る等の理由で、職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めることができることとしております。なお、当該使用人は、もっぱら当社監査等委員会の指揮命令に従い、当社取締役(監査等委員取締役を除く)をはじめとする当社グループの取締役等および使用人の指揮命令を受けないものとし、当社監査等委員会は、当該使用人の人事について当社と事前に協議を行い、変更を申し入れることができることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は、会計監査人との連携を密にして、的確な監査を実施するよう努めております。監査等委員会と会計監査人とは年4回定期的な会合を行ない、監査計画や監査体制を協議し、会計監査人から決算時での監査実施状況の報告を受けるものとしております。また、監査等委員会は会計監査人が行なう各事業所・工場等での期中監査・実地棚卸にも同行し、現地に於て監査実施報告を受けるものとしております。また、内部監査部署である監査部(1名)との連携については、監査部が実施した監査結果を文書で、代表取締役ならびに被監査部門長に報告するとともに監査等委員会にも報告するものとしております。監査等委員会は、監査部との連携を密にして、業務執行状況の的確な監視を行っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

## 【独立役員関係】

独立役員の数 1名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、企業として社会的責任を果たしつつ堅実な発展を目指すという基本精神に基づき、長期的な企業価値の向上に努めております。従いまして、短期・性急な経営に陥らぬよう取締役へのインセンティブ付与に関する施策については現在実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2015年度(監査役会設置会社)における、取締役および監査役の報酬等の総額は、取締役6名127百万円、監査役2名20百万円(うち社外監査役1名1百万円)、合計8名147百万円となっております。なお、上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額8百万円(取締役6名に対し7百万円、監査役1名に対し1百万円)および、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額24百万円(取締役6名に対し21百万円、監査役2名に対し2百万円(うち社外監査役1名に対し0百万円))が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定は、役員の役職等を反映した内規に基づき、在任期間等を考慮して決定しております。

### 【社外取締役のサポート体制】 **更新**

取締役会事務局は総務部が担当し、社外取締役に対して開催予定・議題予定の通知、資料の配付等を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は取締役10名(うち、非業務執行取締役1名、監査等委員取締役1名、監査等委員社外取締役2名)で構成しており、経営の最高意思決定機関として会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項について決議・報告を行っております。経営会議は、常勤取締役および常勤監査等委員取締役等で構成され、原則毎週開催されており、経営上重要な業務執行事項や諸課題を迅速に審議・報告し、社長および取締役会を補佐しております。この他、部門毎の部・課長を交えた業績報告会議も各部門で毎月開催しており、部門長と部・課長の意思の疎通と指示の浸透を図っております。

また、当社は監査等委員会制度を採用しております。監査等委員会は3名で構成されており、常勤の監査等委員1名、非常勤の監査等委員(社外取締役)2名であります。監査等委員会は、監査等委員の取締役会および経営会議への出席や重要書類の閲覧等を通して、業務執行取締役の職務遂行状況の適法性について監査しております。

なお、当社と非業務執行取締役1名および社外取締役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記体制は、当社の企業規模及び事業内容を踏まえ、客観性及び中立性を確保した経営監視機能を強化しつつ、経営の効率性と適法性を確保するために適した体制であると判断しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の16日以上前を基本として発送日を設定しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日の3日以上前を基本として開催日を設定しております。

#### 2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(決算期、第2四半期)、社長を説明者とする説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料等および定期的説明会資料について自社ホームページへ掲載しております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	個人投資家に対しての窓口は総務部に担当者を設置し、機関投資家に対しての窓口は経営企画管理部に担当者を設置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSRガイドラインの中で、ステークホルダーの立場の尊重に関して、「ステークホルダーとの対話の促進」を掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内全工場で「ISO14001」の認証を取得し、環境保全活動を推進しております。また、CSR活動については、社長を委員長とし全常勤取締役および全部門長を委員とするCSR委員会を設置し、全社的な推進活動を行っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務執行の適法性と、当社業務の適正性を確保するために必要な体制整備のために、内部統制システムの基本方針を決定しております。その決定内容の概要と体制の整備・運用状況は以下のとおりです。

1. 当社取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・全社委員会のひとつとして「倫理委員会」、その下部機構として「全社法令遵守委員会」、そして各部門、支社、支店、工場毎の「法令遵守委員会」を設置し、企業倫理・法令遵守を推進する。
  - ・企業倫理・法令遵守を推進・徹底するため、遵守すべき具体的行動基準として「企業倫理・法令遵守行動規範」を制定する。
  - ・企業倫理・法令遵守に関するより詳細な留意事項などを説明した「企業倫理・法令遵守ガイドライン」を制定する。
  - ・法令・定款等に違反する行為を発見した場合の「内部通報体制」を構築する。
  - ・当社取締役および使用人に「企業倫理・法令遵守行動規範」「企業倫理・法令遵守ガイドライン」「内部通報体制」の周知徹底を図る。
  - ・法令遵守の最重要事項のひとつである安全保障貿易管理について、「安全保障貿易管理規程」を定めるとともに担当組織により、安全保障貿易管理を徹底する。
  - ・「企業倫理・法令遵守行動規範」において反社会的勢力との関係遮断を定め、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
  - ・内部監査を担当する部署として「監査部」を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
2. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・意思決定の規程として「職務権限規程」を定め、当社の取締役会、社長をはじめとする各職制の決裁権限を規定する。
  - ・効率的な職務執行のために、取締役会決議と社長決裁に向けての審議機関として「経営会議」を設置し、方針と実行の審議を行う。
  - ・経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマ毎に各種全社委員会を設置する。
  - ・当社取締役会は各取締役の業務担当を定め、各取締役は自らの担当組織の長を管理・監督する。
  - ・各組織の業務分掌を定めるものとして「業務分掌規程」を制定する。
3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・経営意思決定に係る議事録・財務情報等の重要文書・情報について、保存・管理の規程を定め、当該規程に従って保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
  - ・秘密情報の保護については、管理責任者を明確にして管理を徹底するとともに、外部からの不正アクセス防止措置を講じる。
  - ・個人情報保護への対応として、「個人情報管理規程」を制定し、「個人情報の保護方針」、社内の情報管理体制および従業員の役割を定める。
4. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・「危機管理規程」を制定し、経営活動に潜在するリスクを特定し、平常時からリスクの低減および危機発生時の未然防止に努める全社リスクマネジメントを推進するとともに、クライシスマネジメントとして重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持する。
  - ・全社委員会のひとつであるCSR委員会の下部組織としてリスクマネジメント部会を組織し、平常時のリスク管理状況をフォローするとともに、全社的施策を企画・立案する。
  - ・全社的な危機が発生した場合は、「対策本部」を設置し対応する。
  - ・財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進する。
5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社の「経営理念」「企業倫理・法令遵守行動規範」等を、当社グループのすべての取締役等および使用人が遵守すべき行動の基本方針として、当社子会社に周知し、そこに示される基本的な考え方を共有する。
  - ・当社子会社について、「関係会社管理規程」や「関係会社運営要領」等当社子会社に関する支援・管理基準を整備し、経営成績や主要な経営指標その他の重要な情報・重要案件に関する当社への報告および協議のルールを定め、当社グループ全体としてのリスク管理および効率性を追求する。
  - ・監査等委員会および監査部は、定期監査・内部監査を実施し、当社子会社の業務遂行の適法性・妥当性・効率性をチェックする。
  - ・親会社である東レ株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独立性を確保し、自律的な内部統制システムを整備する。
6. 当社監査等委員会への報告に関する体制およびその報告をした当社グループの取締役および使用人等がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・当社グループの取締役等、使用人および当社子会社の監査役は、当社監査等委員会からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
  - ・当社監査等委員取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために当社の重要な会議に出席する。
  - ・当社監査等委員取締役は、監査等委員会が定めた監査方針・監査計画に従い、当社の全取締役との定期的ミーティング、各部門、支社、支店、工場や子会社への定期監査を実施する。
  - ・当社監査部、総務部、法務担当部署等は、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスクマネジメント等の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告する。
  - ・当社監査等委員会が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力する。
  - ・当社グループの国内子会社の取締役等から当社監査等委員会への報告に関する手続き等を定め、当社監査等委員会が必要とする情報を適時適切に提供する。
  - ・当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告する。
  - ・当社は、当社監査等委員会へ報告を行った当社取締役および使用人に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない。また、当社監査等委員会へ報告を行った当社子会社の取締役等、監査役および使用人についても、それを理由に不利な取扱いが行われることのないよう、規則等の整備を子会社に指導する。
7. 当社監査等委員取締役の職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項
  - ・当社は、当社監査等委員取締役の職務の執行について生ずる費用等の処理は、当社監査等委員取締役の意見を尊重して、適時適切に行う。
8. 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社取締役（監査等委員取締役を除く）からの独立性に関する

事項および当社監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社監査等委員会は、必要に応じ、職務の執行に必要な支援を得る等の理由で、職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めることができる。
- ・当社監査等委員会は、当該使用人の取締役(監査等委員取締役を除く)からの独立性を確保するために、使用人の人事について当社と事前に協議を行い、変更を申し入れることができる。
- ・当該使用人は、もっぱら当社監査等委員会の指揮命令に従い、当社取締役(監査等委員取締役を除く)をはじめとする当社グループの取締役等および使用人の指揮命令を受けないものとする。当社と当社監査等委員会は、当該使用人が当社監査等委員会の指揮命令の下、当社監査等委員会の職務の執行を適切に補助していることを定期的に確認し、必要に応じ、適切な是正措置を講じる。

以上

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「企業倫理・法令遵守行動規範」において反社会的勢力との関係遮断を定め、総務部を担当部署とし、全社一体の毅然とした対応を徹底しております。



## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

本報告書記載の体制等については、今後も一層の充実・強化を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス体制図】

